

令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業（県北地域）委託業務 企画提案競技実施要領

1 目的

指定管理鳥獣捕獲等事業（県北地域）委託業務の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業（県北地域）委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 契約上限額

4, 102, 939円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払うものとする。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

5 参加資格要件

（1）宮崎県に本店又は営業所を置く法人格を有する者。

（2）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（以下「鳥獣保護管理法」という。）第18条の2の規定により都道府県知事の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）（以下「鳥獣保護管理法施行規則」という。）第13条の6に該当する者であること。

（3）宮崎県庁等で行う業務遂行のための打ち合わせ等に参加できる者。

（4）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

（6）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。

（7）県税に未納がない者。

（8）宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。

（9）地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| (1) 公告 | 令和8年7月17日(金) |
| (2) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出締切 | 令和8年7月24日(金) 午後5時 |
| (3) 質問等の締切 | 令和8年7月27日(月) 午後5時 |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和8年8月 3日(月) 午後5時 |
| (5) 審査結果の通知 | 令和8年8月 7日(金) までに |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加資格確認申請書に添付書類を添えて提出すること。

① 提出書類

- ア 企画提案競技参加資格確認申請書(様式第1号)
- イ 誓約書(様式第2号)
- ウ 法人の登記事項証明書
- エ 法人の定款
- オ 鳥獣保護管理法第18条の2による認定を受けている場合、認定証の写し
- カ 上記オの認定を受けておらず、鳥獣保護管理法施行規則第13条の6に該当する場合は、その事実が確認できる書類(安全管理体制、従事者の技能・知識状況)

② 提出先

下記12を参照

③ 提出期限

令和8年7月24日(金) 午後5時 必着

④ 提出方法

持参又は郵便(書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるもの)に限る。)とし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

任意様式にて、仕様書を参照の上、別表第1の提案事項をもれなく具体的に記載し、提案すること。

② 提出書類

ア 企画提案書の提出について(1部)

- ・様式第3号により、送付文を作成すること。

イ 企画書(3部)

- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・書式はA4判(一部A3判を折り曲げて可)とし、ページ番号を挿入する。

ウ 見積書(1部)

- ・様式第4号により、仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・対象となる経費は別表第2の範囲内とする。
- ・内訳は、税抜き表示を基本とする。

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和8年8月3日（月）午後5時 必着

⑤ 提出方法

持参又は郵便（書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）とし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

⑥ 留意事項

ア 提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

イ 参加希望者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じること。

ウ 参加希望者は、提案内容について必要に応じて電話等による確認又はヒアリングを実施する場合があるので、あらかじめ承知しておくこと。なお、詳細については実施することになった時点でその旨を別途通知する。

（３）質問等

企画提案競技及び仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（様式第5号）を提出すること。

① 提出先

下記１２を参照

② 提出期限

令和8年7月27日（月）午後5時 必着

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、宮崎県庁ホームページに質問ごとに随時掲載する（質問者名は公表しない。）

⑤ その他

ア 企画提案書の提出後、仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ 提案書の審査に関する質問には回答できない。

（４）審査項目

別表第3の審査基準表に基づいて評価を行う。

（５）選定方法

複数の審査委員において、別表第3の審査基準表に基づき、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

（６）審査の通知

令和8年8月7日（金）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

（７）当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 選定手続業務に従事する職員又は関係者に対し、不正な接触行為その他正当な手続を妨げる行為の事実が判明した場合

② 本企画提案競技について不正な利益を得るために連合した場合

- ③ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ④ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ⑤ 公募型プロポーザル参加者（以下「提案者」という。）が５に定める参加資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑥ 本公告の内容に違反すると認められる場合
- ⑦ 提案者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑧ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑨ その他社会的信用を損なう行為等により、提案者が委託業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合
- ⑩ その他選定手続において不正な行為があったと県が認めた場合

（８）（７）に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

９ 契約の方法

（１）受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

（２）受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

11 その他

- （１）提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものを除く。なお、提出書類は採用の有無にかかわらず返却しない。
- （２）提出書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- （３）提出された書類等は、情報公開請求により開示することがある。
- （４）公募型プロポーザルへの参加に要する諸費用は、すべて提案者の負担とする。
- （５）本手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限り、本手続において使用する単位は、日本の標準時及び計量法によるものとする。
- （６）提出された書類は、提案者に無断で使用しない。ただし、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- （７）配付する資料等は、本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

12 書類提出及び問合せ先

- （１）住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- （２）担当 宮崎県環境森林部自然環境課 野生生物担当（担当 若松）
- （３）連絡先 電話番号 0985-26-7291（直通）
ファックス番号 0985-38-8489
メールアドレス shizen@pref.miyazaki.lg.jp